

第3章

自殺対策の実施状況

第1節 自殺の実態を明らかにする取組

1 実態解明のための調査の実施

- 平成19年度から「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」において「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」としての調査を開始し、21年度は調査を継続するとともに、症例対照研究を行うことによって自殺に関連する要因を明らかにすることとしている。
- 平成20年度は、硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、「平成20年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」を実施した。

2 情報提供体制の充実

- 自殺予防総合対策センターのホームページ「いきる」の中で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、世界保健機関や海外での取組等について紹介している。

3 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

- 平成18年度から3年計画により、自殺未遂者・自殺者遺族等のケアに関する実態調査を実施するとともに、20年度には自殺未遂者のケアのあり方に関するガイドライン及び自死遺族を支援するために相談担当者の指針となるガイドラインを作成し、これらガイドラインに基づいたシンポジウムや研修を行っている。

4 児童生徒の自殺予防についての調査の推進

- 毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。
- 平成21年7月から、学校関係者による調査に限界がある場合の第三者による実態調査も視野に入れた自殺の背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を行っており、学校や教育委員会の実態把握のための体制の整備を進めていくこととしている。
- 平成19年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」を取りまとめ、これを踏まえ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルを取りまとめ、学校・教育委員会等に配布した。
- 平成21年7月から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も

視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について検討している。

5 うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

- うつ病等の精神疾患に対する、病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発の推進に取り組んでおり、平成20年度には、例えば、血液検査でうつ病を診断する方法の開発のための研究等を行った。

6 既存資料の利活用の促進

- 人口動態統計等の統計資料により、自殺対策に資する資料の提供を行ってきたところである。
- 警察庁では、平成21年1月から自殺者の生前の住居地及び発見地を市区町村単位で記入する項目を加えた新しい自殺統計原票の運用を開始したほか、21年1月以降の月別の自殺者数を暫定値として公表するとともに、21年4月に平成20年中の自殺者数を、21年5月に「平成20年中における自殺の概要資料」を公表しており、都道府県警察に対しても、自殺防止対策に資する目的での関係行政機関等への統計資料の提供について、可能な範囲で積極的に行うよう指示している。
- 地域における自殺の実態把握や自殺対策の推進に活用するため、平成21年9月に「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表した。

第2節 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

1 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施

- 平成19年度及び20年度の「自殺予防週間」において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけるとともに、自殺対策のシンポジウムを開催した。

2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- 都道府県教育委員会などとの連携、協力の下、命を大切にすることを育むなどの道徳教育を推進するための実践研究に取り組むこととしている。
- かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」をすべての小・中学生に配布している。
- 平成21年度より一部先行実施された小中学校の新学習指導要領（平成20年3月28日告示）の中で、各教科等の指導において「情報モラルを身に付ける」ことや、道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」などを新たに規定するとともに、義務教育において情報モラル教育の充実を図ることとし、新学習指導要領における教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、21年3月、「教育の情報化に関する手引き」を作成した。また、21年3月9日に告示された高等学校の新学習指導要領では、必修教科である共通教科「情報」に

において、内容に情報モラルを項目立てし、充実を図った。

- 情報モラルの指導実践事例や指導に役立つ関連リンク集等を紹介する教員向けWebサイト「情報モラル指導ポータルサイト～やってみよう情報モラル教育～」を公開している。
- 平成21年度に、新たに「学校における情報モラル等教育の推進事業」を実施し、指導主事や教員の情報モラルに関する理解を深め、学校における情報モラル教育の一層の推進を図ることとしている。
- 主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全利用に向けた啓発のための講座「e-ネット安心講座」及び全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を実施している。
- 平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」を開設すると共にWeb教材を開発・掲載し、更なる普及に努めている。また、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を公開しており、その普及を図っている。
- 学校・家庭・地域を含む社会全体で情報モラル教育の一層の推進に取り組んでいる。
- 子どもたちを有害情報から守る取組として、平成20年度は、①携帯電話利用に際しての有害情報にかかる犯罪・被害・トラブルの事例を集めた意識啓発DVDを作成し、都道府県教育委員会等へ配布、②全国の小学6年生に対して携帯電話利用に関する留意点を盛り込んだ啓発リーフレットの作成・配布、③親子のルールづくりなどに関するリーフレットを作成し、都道府県教育委員会等・PTA団体等へ配布をしている。
- 平成21年度は、20年度に引き続き、普及啓発資料の作成・配布を実施することにより、青少年のフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を行う。

3 うつ病についての普及啓発の推進

- 毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の子精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。
- 「うつ対策推進マニュアル」、「うつ対応マニュアル」を関係機関に提供するなど、うつ病をはじめとする精神疾患に関する普及啓発の推進を行っている。

第3節 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組

1 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

- 生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしており、平成20年度から精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施している。

2 教職員に対する普及啓発等の実施

- 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、平成21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルを作成し、小・中・高等学校、教育委員会等に配布した。

3 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

- 自殺予防総合対策センターにおいて、相談技法に関する専門的な研修を実施している。
- 産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対し研修を実施している。さらに、精神科医等に対し、産業保健への理解を深めるための研修を実施している。

4 介護支援専門員等に対する研修の実施

- 介護支援専門員等の介護サービスに従事する者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図ることとしている。

5 民生委員・児童委員等への研修の実施

- 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業へ補助を実施している。

6 地域でのリーダー養成研修の充実

- 自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策の企画立案に携わる者等を対象とした「自殺総合対策企画研修」を実施している。

7 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

- 多重債務者相談に当たる相談員を対象とした「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を全国の自治体等に送付している。また、平成20年3月には、家計管理の必要性などを解説した「補遺」を追加した改訂版を全国に送付した。
- 平成20年度は、国民生活センター主催の地方公共団体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修において多重債務問題を取り上げるなど、相談員に対する研修の充実にも取り組んでいる。
- 平成21年2月17日には、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の方針について再周知を行った。
- 都道府県商工会連合会及び主要商工会議所において、中小企業者を対象に経営上の問題解決のための相談事業を推進している。
- ハローワークの職員に必要とされる職業相談技法の修得のための研修の中にメンタルヘルスについての研修を盛り込み、職業相談を実施する職員が、メンタルヘルスについての正しい知識を修得できるようにしている。また、各都道府県労働局において、キャリア・コンサ

ルティング及び産業カウンセラー研修を実施している。

8 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- 警察職員が自殺者、自殺者の遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。
- 各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員が遺族等に対して適切な対応が図れるよう、必要な情報提供を実施することとしている。

9 研修資材の開発等

- 地域の精神保健従事者が研修資材として活用できるものとして、自殺未遂者や自殺者の遺族等へのケアに関するガイドラインを開発した。また、自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修を行っている。

10 自殺対策従事者への心のケアの推進

- 自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体、民間団体の相談員に対して実施している相談技法に関する研修のカリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる。

第4節 心の健康づくりを進める取組

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 平成21年3月に職場におけるメンタルヘルス対策を一層推進するため、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」を都道府県労働局長あてに通達し、労働局・労働基準監督署が、関係行政機関等と連携するとともに、各種支援事業の活用を図りつつ、事業場に対する指導、業界団体等の自主的活動を促進する等メンタルヘルス対策への取組の強化を行っている。
- 平成20年度から全国47都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルス相談機関を紹介するとともに、21年度には情報の提供、相談対応、個別事業場への訪問支援、関係機関とのネットワークの形成等、メンタルヘルス不調の予防から、早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、メンタルヘルス対策の総合的な支援を実施している。
- 過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行っている。さらに、産業医の選任義務のない50人未満の労働者を使用する事業場については、地域産業保健センター等を活用できるようにしているところである。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- 自殺予防総合対策センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした「自殺総合対策企画研修」及び、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進体制を整備している。さらに、全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。
- 高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を計画的に進めることとしている。
- 農村における高齢者福祉対策を農業協同組合やその助け合い組織等の協力を得て推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行う等、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進することとしている。

3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- 子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教職員向け指導参考資料を作成し、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図っている。
- 養護教諭を対象とした各種研修会等を開催し資質の向上に努めるとともに、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備等を積極的に進めているところである。
- 多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、臨床心理の専門家としてスクールカウンセラーを学校に配置している。
- 小学校における生徒指導体制の充実や不登校等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に資するよう、「子どもと親の相談員」の配置も行っている。
- 平成20年4月には「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を発足し、21年3月に報告書として「児童生徒の教育相談の充実について」を取りまとめた。
- 公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、担当者会議や通知の発出等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところであり、引き続き、体制の整備が進められるよう取り組むこととしている。

第5節 適切な精神科医療を受けられるようにする取組

1 精神科医をサポートする人材の養成等精神科医療体制の充実

- 平成20年度より自殺予防総合対策センターにおいて「心理職等自殺対策研修」を開始し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図ることとしている。その上で、こうした心理職等のサポートを受けて精神科医が行う診療の普及状況を踏まえ、診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実のための方策を検討することとしている。

2 うつ病の受診率の向上

- うつ病についての正しい理解の普及啓発を行うことにより、本人や周囲のうつ病に対する理解を進めることとしている。
- 平成20年度から、精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施している。
- 平成20年度の診療報酬改定においては、うつ病等の精神障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな報酬項目を創設している。

3 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】

「第3節 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 1 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上」を参照。

4 子どもの心の診療体制の整備の推進

- 平成20年度からは、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施しているところである。

5 うつ病スクリーニングの実施

- 特定高齢者を早期に発見し、適切なサービスを提供するために、市町村では、高齢者を対象に、うつに関する5項目を含む25項目の質問からなる基本チェックリストを用いたアセスメントを実施している。うつに該当する項目がある場合は、特定高齢者に該当しない場合においても、可能な限り精神保健福祉対策の健康相談等により、治療の必要性等についてアセスメントを実施し、適宜、受診勧奨や経過観察等を行うものとしている。

6 うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- アルコール依存症や薬物依存症については、回復に有効と考えられている自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的として、平成21年度から、「地域依存症対策推進モデル事業」を開始し、地域における依存症対策の推進を図っている。
- 自殺予防総合対策センターにおいては、アルコール依存症、薬物依存症等による自殺のハイリスク者の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介している。

7 慢性疾患患者等に対する支援

- がんや糖尿病といった専門分野における「看護職員資質向上推進事業」を行うとともに、実務経験5年以上の中堅看護師を対象に専門領域の実務的な知識・技術の向上を図るための実務研修事業を行う等して、看護師の資質の向上を推進している。

第6節 社会的な取組で自殺を防ぐ取組

1 地域における相談体制の充実

- 平成20年度の自殺予防週間において、「多重債務者相談強化キャンペーン」（9月～12月）と連携を図り、この時期に多重債務者向けの無料相談会を実施するよう地域公共団体へ依頼した。また、平成21年度は、9月が「多重債務者相談強化キャンペーン」（9月～12月）の重点月間となっており、引き続き、自殺予防週間との連携を図っている。
- 相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、平成20年9月10日より「こころの健康相談統一ダイヤル」として運用を開始した。
- 地域における相談体制の現状調査のため、平成20年度には「平成20年度インターネットを用いた自殺総合対策推進のための相談窓口情報調査」を実施し、平成21年度には、調査によって判明した相談窓口データを活用し、各都道府県に相談窓口情報を提供した。

2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

- 「多重債務問題改善プログラム」に沿って、関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。
- 平成20年4月から、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を開始している。
- 平成20年9月から12月までの期間において「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、全国各地で多重債務者向けの無料相談会を開催した。なお、21年度も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2009」を9月から12月までの期間で実施し、全国で無料相談会を実施する予定である。
- 生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」については、各都道府県あてに生活福祉資金貸付制度の積極的な活用・周知に取り組むよう政府から通知を行うなど、制度の利用促進に向けた取組を進めている。

3 失業者等に対する相談窓口の充実等

- 失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。
- 全国の主要なハローワークに「就職支援アドバイザー」を配置し、キャリア・コンサルティ

ングの技法等を活用しながら、きめ細やかに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。

- 主要なハローワークの生活関連情報コーナーにおいて、社会保険労務士等による相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。
- 平成21年度からは、ハローワークの求職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知のほか、自殺等に係る悩み、不安等の相談に対し、カウンセラーによるメール相談を実施している。
- 平成20年度においては、リストラによるショック等から精神的な悩みや不安を抱えたまま不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対して、心理面や生活面の支援、就職後の職場適応・定着指導等の支援を実施した。
- ニート状態にある若者等を就労等に導くために、「地域若者サポートステーション」を全国に設置し、キャリア形成に関する相談やメンタル面のカウンセリングも含めた相談支援を行っているほか、必要に応じて、職業意識啓発のためのプログラムや関係機関への誘導等を実施している。

4 経営者に対する相談事業の実施等

- 商工会及び商工会議所等において、経営上の問題解決のための相談事業を推進している。また、多様で地域に密着した中小企業の再生を図るため、全ての都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」で、相談から再生計画の策定支援まで、地域の金融機関等地域の総力を結集して中小企業の再生を支援することとしている。
- 廃業経験者の再起業や、事業継続の見通しが見つからない中小企業者の事業の早期転換を支援するための相談窓口を全国に設置したほか、再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする「再チャレンジ支援融資制度」を平成20年度より設けた。

5 法的問題解決のための情報提供の充実

- 日本司法支援センター（愛称：法テラス）（平成18年10月2日開業）において、法的問題を解決するための法制度や関係機関・団体等の相談窓口の情報を無料で提供している。
- 法テラスでは、相談を受け付けるコールセンターのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており適切な対応に努めている。
- 法テラスでは、平成20年度は、新聞・ラジオ等のマスメディアを利用した広報活動を行うとともに、パンフレット・リーフレット等を配布し、Webサイトをリニューアルするなどして業務内容等の周知に努めた。

6 危険な場所、薬品等の規制等

- 特定行政庁を通じて、当該建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保に努めることとしている。
- 鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性

向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア（可動式ホーム柵を含む）の設置を促進しており、今後もその設置の一層の促進を図ることとしている。

- 毒薬及び劇薬については薬事法において、毒物及び劇物については毒物及び劇物取締法において、それぞれ、不適切な使用に繋がる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。
- 農薬について、農薬の適正な使用・管理や販売に係る研修指導を行うなど、上述の毒物及び劇物取締法に基づき、指定された薬品の譲渡規制を遵守するよう関係者に対し周知の徹底を図っている。
- 自殺するおそれのある家出人について保護者等から捜索願を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該家出人の発見に努めている。

7 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- 平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（平成18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。また、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように同モデル条項の改訂について支援、促進活動を行っており、今後も継続して行うこととしている。
- 都道府県警察では、インターネット上に硫化水素ガスの製造を誘引する情報があることを認知したときは、プロバイダ等に削除を依頼している。
- 平成18年6月から、財団法人インターネット協会に対し、インターネット上の違法情報、有害情報に関する通報を受理し、「ホットライン運用ガイドライン」に基づいて選別を行い、違法情報に対しては警察に通報した上でプロバイダ等に削除を依頼し、有害情報については、直接プロバイダ等に削除を依頼する業務を委託し、インターネット・ホットラインセンターとして運用している。
- 自殺関連情報等の違法・有害情報への対策として、民間におけるインターネット上のコンテンツに関する適切な格付け基準の策定・改定の支援やパソコンへのフィルタリングソフト搭載要請等を行い、適切にフィルタリングが提供される環境の整備を進めてきた。また、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施しており、今後も引き続き関係者等と連携してフィルタリングの導入促進を行うこととしている。
- 平成20年度に「ネット世代の自殺関連行動と予防のあり方に関する研究」を実施し、硫化水素自殺の実態、自殺リスクの高い若年層（ネット世代）の特徴、及びインターネット上の自殺予防のための情報発信の現状等を把握し分析を行った。
- 平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、平成21年6月30日、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」が決定された。
- 同基本計画に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁が連携し、青少年によるフィルタリング利用の普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を行うこととしている。

8 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

- インターネット上の自殺予告事案について、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。
- プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドラインについての支援・促進活動を行っており、今後も継続して行うこととしている。
- 平成19年11月より、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、自殺予告事案等の違法・有害情報への総合的な対応の在り方について検討し、21年1月に民間の自主的取組の一層の促進やリテラシー向上の取組を提言した最終報告書を取りまとめた。
- 携帯電話等のフィルタリングについて、その導入促進及び改善等を携帯電話事業者等に対し要請しており、関係事業者と連携してその導入促進を進めてきたところである。
- 平成21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、更なるフィルタリングの導入促進に取り組んで行くこととしている。
- フィルタリングの基準の見直しの支援、パソコンへのフィルタリングソフト搭載要請等を行うとともに、量販店店頭での普及啓発キャンペーンやユーザー発信コンテンツ等（CGMサイト）における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めている。
- 検索サイト関係者等と意見交換を実施している。

9 介護者への支援の充実

- 地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上等に関し、必要な知識・技能の修得を図る等、必要な支援の実施に努めている。

10 いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

- 全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、全国統一の電話番号を設定し、都道府県・政令指定都市教育委員会による相談機関にいつでも相談できるような体制を整備している。
- 「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子どもたちの発信する悩みごと等の信号をいち早く受け止める事業を実施しているほか、インターネットによる人権相談受付窓口「SOS-eメール」及び子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」の運用により、子どもたちがより相談しやすい体制の下で子どもたちからの相談に応じ、いじめをはじめとする子どもをめぐる人権問題の解決に努めている。

11 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

- マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「メディア関係者のための手引き」を報道各社に対し周知することとしている。なお、平成20年4月18日には、内閣府記者クラブ、厚生労働省記者クラブを通じて、報道各社に手引きを配布・周知した。内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトには、手引きを掲載し、引き続きその周知を図っている。

第7節 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組

1 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- 精神科救急医療体制について、一層の体制整備を図っているところである。
- 平成17年度から5年計画で、自殺対策のための戦略研究を行っているが、その中で、「救急部門におけるうつ再発予防研究」を行い、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対する、再度の自殺未遂を防ぐための有効な取組方策に関する研究を行っている。
- 救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。
- 平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、ガイドラインを基にした「自殺未遂者ケア対策研修」を開催している。
- 平成20年度の診療報酬改定においては、救命救急センターにおいて自殺企図等が疑われる患者について、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定できる新たな報酬項目を創設している。

2 家族等の身近な人の見守りに対する支援

- 自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で自殺予防に関する相談業務を行っている相談員を対象とした、相談技法に関する専門的な研修を行っており、これらを通じて、地域における自殺未遂者等に対する相談体制の充実を図っている。
- 「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」が平成20年3月に取りまとめた報告書をふまえ、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成し、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。

第8節 遺された人の苦痛を和らげる取組

1 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

- 「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」が平成20年3月に取りまとめた報告書をふまえ、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成し、医療従事者、地域福祉関係者及び遺族支援民間団体を対象とした自死遺族支援に関するシンポジウムを、20年度から開催している。
- 平成20年度には、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを行う「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」を実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援した。平成21年度からは、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺族支援に関わる民間団体同士の事例報告会、自死遺児支援のためのプログラムも実施予定である。

2 学校、職場での事後対応の促進

- 「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」が、平成19年3月に取りまとめた「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」について、都道府県・政令指定都市教育委員会に配付したほか、インターネット上で公開した。
- 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、平成21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルを取りまとめ、本マニュアルを要約したリーフレットを全教員を対象に配布した。また、同マニュアルとリーフレットはインターネット上にも公開している。
- 平成21年7月より開催されている「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について検討している。
- 職場については、平成13年に策定した「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）の改訂版の自殺予防マニュアルを平成19年に公表し、全国で研修を実施している。

3 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進

- 「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」報告書を踏まえて、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成した。

4 自殺遺児へのケアの充実【再掲】

「第3節 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 2 教職員に対する普及啓発等の実施」参照。

第9節 民間団体との連携を強化する取組

1 民間団体の人材育成に対する支援

- 自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を行うとともに、平成20年度からは、民間団体の相談員に対する研修を行っている。

2 地域における連携体制の確立

- 全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行うとともに、自殺対策の地域取組事例の紹介等を行った。
- 平成21年1月には、都道府県知事及び政令指定都市長に対し、「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進」を通知し、自殺対策の推進を依頼した。
- 平成20年度からは、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表している。
- 平成21年度からは、自殺念慮のある方の話をどう受け止めるのかを学ぶ、「自殺防止のためのワークショップ」を実施している。

3 民間団体の電話相談事業に対する支援

- 平成21年度には相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の民間団体に対して、「自殺防止対策事業」の中で、財政的支援を行っている。
- 民間団体の電話相談について、電話番号の全国共通化について検討することとしている。

4 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

- 先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を平成21年度から実施している。